

栃木県PTA連合会会則施行規則（抜粋）

（理事、公募委員の各教育事務所単位の定数）

第2条 各教育事務所単位及び教職員から選出する理事は次の表に掲げる定数とする。

地区	市・町名	理事	常任委員会		
			教育課題	情報発信	企画研修
河内	宇都宮市	5	全 員 が い ず れ か の 委 員 会 に 所 属 す る		
	上三川町	2			
上都賀	鹿沼市	3			
	日光市	3			
芳賀	真岡市	2			
	益子町	1			
	茂木町	1			
	市貝町	1			
	芳賀町	1			
下都賀	壬生町	2			
	野木町	1			
	小山市	3			
	栃木市	3			
	下野市	2			
塩谷 南那須	矢板市	1			
	さくら市	1			
	塩谷町	1			
	高根沢町	1			
	那須烏山市	1			
	那珂川町	1			
那須	大田原市	3			
	那須町	1			
	那須塩原市	3			
安足	佐野市	3			
	足利市	3			
副会長	指 名	7名以内			
	教 職 員	2			
理 事	指 名	10名以内			
	教 職 員	3			
合計		71以内			
			2	2	3
			1	1	0
			4	3	3
			1	1	1
			23	24	24

- 2 市町PTA連合会（協議会）から選出する理事は、市町PTA連合会（協議会）会長と会長に準ずるものとする。複数名を選出する場合は、所属が小学校と中学校からバランスよく選出するものとする。

(常置委員会の構成)

第6条 常置委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 教育課題委員会 23名以内 (P副会長2名、T副会長1名、P理事15名、指名理事4名以内、T理事1名)
- (2) 情報発信委員会 24名以内 (P副会長2名、T副会長1名、P理事17名、指名理事3名以内、T理事1名)
- (3) 企画研修委員会 24名以内 (P副会長3名、P理事17名、指名理事3名以内、T理事1名)

(常置・特別委員会の所掌事項)

第8条 常置・特別委員会の所掌事項は、次の表のとおりとする。

常置・特別委員会名	所 掌 事 項
(常置委員会)	
教育課題委員会	PTA、保護者、児童生徒等に係る教育課題の調査及びその対応を主業務とする。
情報発信委員会	会員への情報発信に係ることを主業務とする。
企画研修委員会	子育てセミナーに係る業務及び大イベントの運営計画を主業務とする。